

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成19年9月19日

有限会社 桜リゾートつつみ

上記代理人

弁護士 細見 孝二 殿

総合政策局観光事業課長

平成19年8月17日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、旅行業法第2条にいう旅行業に当たらず、旅行業法第3条の適用対象となりません。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

宿泊事業者が行うゴルフ場との提携企画等、宿泊サービスを自ら提供し、これに運送、宿泊以外のサービスの手配を付加して販売する場合には旅行業法第2条の旅行業に該当しません。(旅行業法施行要領(平成17年2月28日国総旅振第386号)「第1定義 1旅行業 3)」参照)